

●特定猟具使用禁止区域の指定

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和6年8月19日

香川県知事 池田豊人

名称	区 域	存続期間	特定猟具の種類
とらまる特定 猟具使用禁止 区域	東かがわ市地内の市道落合南環状線と市道一本松楠谷線との交点を起点とし、同所から市道一本松楠谷線を南西に進み市道西村川田線との交点に至り、同所から市道西村川田線を東に進み市道保田池川田線との交点に至り、同所から市道保田池川田線を東に進み一般県道水主三本松との交点に至り、同所から一般県道水主三本松線を南に進み市道中筋西村線との交点に至り、同所から市道中筋西村線を南東に進み市道与田寺南線との交点に至り、同所から市道与田寺南線を南に進み一般県道水主三本松との交点に至り、同所から一般県道水主三本松線を南に進み市道下屋敷北山線との交点に至り、同所から市道下屋敷北山線を西に進み一般県道中村落合線との交点に至り、同所から一般県道中村落合線を北に進み市道落合松崎南線との交点に至り、同所から市道落合松崎南線を東に進み市道落合南環状線との交点に至り、同所から市道落合南環状線を東に進み起点に至る線で囲まれた区域	令和6年 11月15日 から 令和11年 11月14日 まで	銃器
大串自然公園 特定猟具使用 禁止区域	さぬき市鴨庄地内の市道大串苦張線と一般県道大串志度線との交点を起点とし、同所から一般県道大串志度線を南に進み市道大串苦張線との交点に至り、同所から真西に直線に進み海岸線との交点に至り、同所から海岸線を右回りに進み大串岬を経て市道大串苦張線とさぬき市小田字松ヶ谷 2671 番 154 の南端との交点の真東の点に至り、同所から真西に直線に進み市道大串苦張線とさぬき市小田字松ヶ谷 2671 番 154 の南端との交点に至り、同所から市道大串苦張線を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域	令和6年 11月15日 から 令和11年 11月14日 まで	銃器
細井特定猟具 使用禁止区域	高松市塩江町上西甲字細井 1158、1160、1161、2168 番 1、2169 番 2、2170 番 1、2171、2174、2175、2176 番 1 から 2176 番 29 まで、2176 番 31 から 2176 番 38 まで、2176 番 40 から 2176 番 49 まで、2176 番 51 から 2176 番 82 まで、2176 番 84 から 2176 番 98 までの各地番の区域	令和6年 11月15日 から 令和11年 11月14日 まで	銃器

<p>下福家特定猟具使用禁止区域</p>	<p>高松市国分寺町と高松市中間町の境界と市道中福家・唐渡線との交点を起点として、同所から市道中福家・唐渡線を南西に進み東内中池の北東端との交点に至り、同所から真東に直線に進み高松市国分寺町と高松市中間町との境界に至り、同所から北西に進み起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>令和6年 11月15日 から 令和11年 11月14日 まで</p>	<p>銃器</p>
<p>橘池特定猟具使用禁止区域</p>	<p>高松市国分寺町地内の一般県道綾川国分寺線と市道下日名代・橘線との交点を起点とし、同所から市道下日名代・橘線を北東に進み高松自動車道との交点に至り、同所から高松自動車道を南西に進み高松市国分寺町と綾歌郡綾川町との境界に至り、同所から高松市国分寺町と綾歌郡綾川町との境界を北西に進み石舟池北側道路に至り、同所から石舟池北側道路を北西に進み一般県道綾川国分寺線との交点に至り、同所から一般県道綾川国分寺線を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>令和6年 11月15日 から 令和11年 11月14日 まで</p>	<p>銃器</p>
<p>長柄特定猟具使用禁止区域</p>	<p>綾歌郡綾川町地内の一般国道377号と主要地方道国分寺中通線の交点を起点とし、同所から一般国道377号を東西に進み長柄農免道との交点に至り、同所から長柄農免道を南に進み朽木集会所に至り、同所から長柄農免道と町道栗原長柄線との交点に向かって南西に進み長柄農免道と町道栗原長柄線の交点に至り、同所から町道栗原長柄線を長柄湖東岸沿いに南に進み主要地方道国分寺中通線との交点に至り、同所から主要地方道国分寺中通線を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>令和6年 11月15日 から 令和11年 11月14日 まで</p>	<p>銃器</p>
<p>鶴ヶ峰・大麻山北部特定猟具使用禁止区域 （旧四国農業試験場特定猟具使用禁止区域）</p>	<p>善通寺市生野町地内の市道鶴ヶ峰1号線と主要地方道岡田善通寺線との交点を起点とし、同所から主要地方道岡田善通寺線を南東に進み市道生野菅池堤防線との交点に至り、同所から市道生野菅池堤防線を南東に進み市道山南岡谷線との交点に至り、同所から市道山南岡谷線を南東に進み市道大麻岡谷1号線との交点に至り、同所から市道大麻岡谷1号線を南西に進み市道大麻西川3号線との交点に至り、同所から市道大麻西川3号線を東に進み大麻山ハイキングコースグリーンラインとの交点に至り、同所から大麻山ハイキングコースグリーンライン（長の尾）を南西に進み工兵道北端に至り、同所から大麻山ハイキングコースチェリーライン（新工兵道）を北西に進み工兵道入口に至り、同所から大麻山ハイキングコースチェリーライン（旧登山道）を北西に進み市道樽池大麻山線との交点に至り、同所から市道樽池大麻山線を北に進み市道樽池線との交点に至り、同所から市道樽池線を北西に進み市道鶴ヶ峰丸山町線との交点に至り、同所から市道鶴ヶ峰丸山町線を北東に進み市道南口鶴ヶ峰線との交点に至り、同所から市道南口鶴ヶ峰線を南に進み市道鶴ヶ峰1号線との交点に至り、同所から市道鶴ヶ峰1号線を東に進み起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>令和6年 11月15日 から 令和11年 11月14日 まで</p>	<p>銃器</p>

<p>財田川特定猟具使用禁止区域</p>	<p>観音寺市八幡町地内の主要地方道丸亀詫間豊浜線と財田川との交点（三架橋北詰）を起点とし、同所から財田川の右岸を上流に進み三豊市を經由して町道黒川財田線との交点（山脇橋北詰：まんのう町山脇）に至り、同所から町道黒川財田線を南に進み山脇橋南詰に至り、同所から財田川の左岸を下流に進み三架橋南詰に至り、同所から主要地方道丸亀詫間豊浜線を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>令和6年11月15日から令和11年11月14日まで</p>	<p>銃器</p>
<p>土井之池特定猟具使用禁止区域</p>	<p>観音寺市柞田町地内の土井之池（池敷を含む）</p>	<p>令和6年11月15日から令和11年11月14日まで</p>	<p>銃器</p>